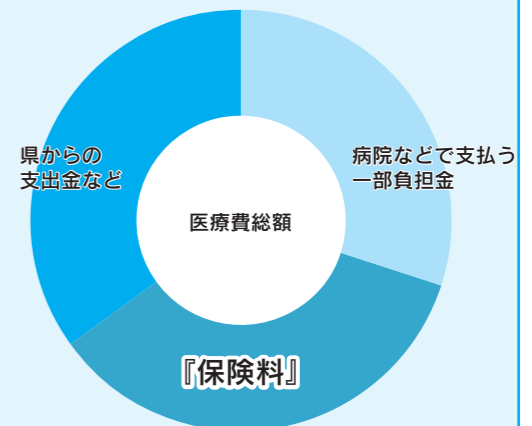


国民健康保険は、ケガや病気のときに安心して医療サービスが受けられるよう、みんなで助け合う制度です。退職後に加入する人が多いため、高齢化により医療費は高く、所得は低い傾向にあることから、医療費を賄うだけの保険料を集めることが困難で、財政が不安定になりやすいことが課題です。

こういった課題を解決するために、国民健康保険の運営を市町単位から県単位に拡大するという制度改正が行われ、平成30年4月から県が国民健康保険運営に加わりました。

県は1年間に必要な県全体の医療費を計算し、各市町の所得水準等に応じて、標準保険料率を示します。

その結果から、今年度の長浜市国民健康保険料率を、平均世帯で約6・8%下げることが可能であると判断しました。今回、保険料は一旦下がりましたが、1人当たりの医療費が伸び続けていますので、今後再び上昇に転じることが予想されます。保険料の上昇を抑制するため、健康に注意し、医療機関や薬を適切に利用するように努めましょう。



保険料率の決め方

滋賀県が県全体の医療費などの総額を推計し、その結果に基づいて市町ごとに標準保険料率を提示します。それを参考に、市町が保険料率を決定します。

保険料額(年額)の参考例

- ①年金収入120万円以下(所得0円) 70歳代 1人世帯 ※7割軽減
30年度保険料：17,430円
- ②給与収入約212万円(所得130万円) 夫65歳、妻65歳の2人世帯 ※軽減なし
30年度保険料：177,140円
- ③給与収入約400万円(所得266万円) 夫55歳、妻52歳の2人世帯 ※軽減なし
30年度保険料：365,340円

1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数に料率を掛け、平等割額を加算することにより世帯の保険料額が決まります。

平成30年度保険料率	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割額 (前年所得-33万円)×率	6.51%	2.33%	1.90%
均等割額(1人あたり)	24,500円	8,800円	9,600円
平等割額(1世帯あたり)	18,300円	6,500円	4,500円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

- ※1 医療分・・・医療給付費(医療に係る費用の7割相当分)に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 支援分・・・後期高齢者(75歳以上の人)の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分・・・介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人(介護保険の第2号被保険者)に負担していただきます。

○国民健康保険料を軽減します

一定の所得以下の世帯に対して均等割額と平等割額を軽減(7割・5割・2割軽減)しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。所得のない人も申告が必要です。申告をしていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

○国民健康保険料の軽減を拡充します

5割軽減対象世帯の拡大
被保険者数に乘じる金額を27万円から27・5万円に引き上げることで、5割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

2割軽減対象世帯の拡大

被保険者数に乘じる金額を49万円から50万円に引き上げることで、2割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

○国民健康保険料の賦課限度額について

中低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料の上限額の、医療分を54万円から58万円に引き上げることになりました。なお、支援分および介護分については平成29年度から変更はありません。

○非自発的の失業者は保険料が軽減されます

リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

○国民健康保険料の納付は10回です

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金からの納付となります。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

○納付通知書は世帯主あてに送付します

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

○平成30年度中に後期高齢者医療制度へ移行される世帯主の納付方法について

世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する年度の保険料については、年金からの天引きは中止し、納付書または口座振替による納付となります。

保険料の期限内納付にご協力を!

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。詳しくは、納付通知書をご覧ください。また、未納が続くと、有効期限が短い(6か月)被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証※の交付や人間ドックの助成が受けられません。

※「限度額適用認定証」とは、入院時、医療機関の窓口で支払う自己負担分が高額療養費の限度額までになる証明書のことです。

長浜市国保の現状

加入者数は、後期高齢者医療制度や職場の保険への移行により減少を続けています。年齢構成では、加入者のうち65歳～74歳の割合が、約44%と高齢化が進んでいます。

また、1人当たりの医療費は年々増加しており、今後も増加する傾向にあります。1人当たりの医療費の増加は、保険料の引き上げにつながることから、加入者の健康づくり支援等を計画的に行うためデータヘルズ計画を策定しています。(9ページ参照)

年度別1人当たり医療費の推移

